

平成23年3月9日

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する
規則の各一部を改正する省令案について
(平成23年3月8日 諮問第3号)

[広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高橋課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(中里課長補佐、和田係長)

電話：03-5253-5896

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する 規則の各一部を改正する省令案について (FWA システムを除く広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に向けて)

1 諮問の背景

広帯域移動無線アクセスシステムは、無線による高速インターネットアクセスに対する利用者ニーズの高まりなどを受け、平成 19 年に制度化された後、2 事業者により全国サービス（モバイル WiMAX 及び XGP）が提供されており、現在、それぞれの方式の標準化を推進する団体において一層の高速化やサービス品質の改善等に向け、規格の高度化が進められている。

このような背景を踏まえ、伝送速度の高速化や効率的なエリア展開等を図ることを目的とし、平成 22 年 9 月 16 日から、情報通信審議会において、「2.5GHz 帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件」（平成 18 年 2 月 27 日情報通信審議会諮問第 2021 号）のうち「FWA システムを除く広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する技術的条件」について審議が行われ、平成 22 年 12 月 21 日に一部答申されたところである。

今般、当該一部答申を踏まえ、広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する技術的条件を定めるため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正するものである。

2 改正省令の概要

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案

- ① 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム（以下、XGP という）の空中線電力の許容偏差を定める（第 14 条）。
- ② 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム（以下、WiMAX という）の無線局の無線設備の技術基準（送信空中線の絶対利得、変調方式及び空中線電力）を定める（第 49 条の 28）。
- ③ XGP の無線局の無線設備の技術基準（多元接続方式及び空中線電力）を定める（第 49 条の 29）。
- ④ WiMAX 及び XGP の無線局の占有周波数帯幅の許容値を定める（別表第 2 号）。
- ⑤ その他規定の整備を行う（第 24 条、別表第 1 号、別表第 3 号等）。

(2) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

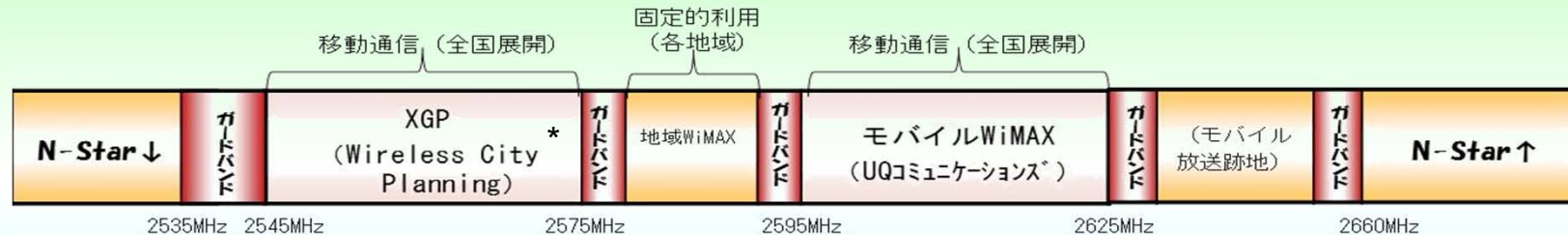
XGP の無線局に使用するための無線設備を特定無線設備とする（第 2 条）。

3 施行期日

平成 23 年 4 月 公布・施行（予定）

広帯域移動無線アクセス(BWA)システムの高度化の検討

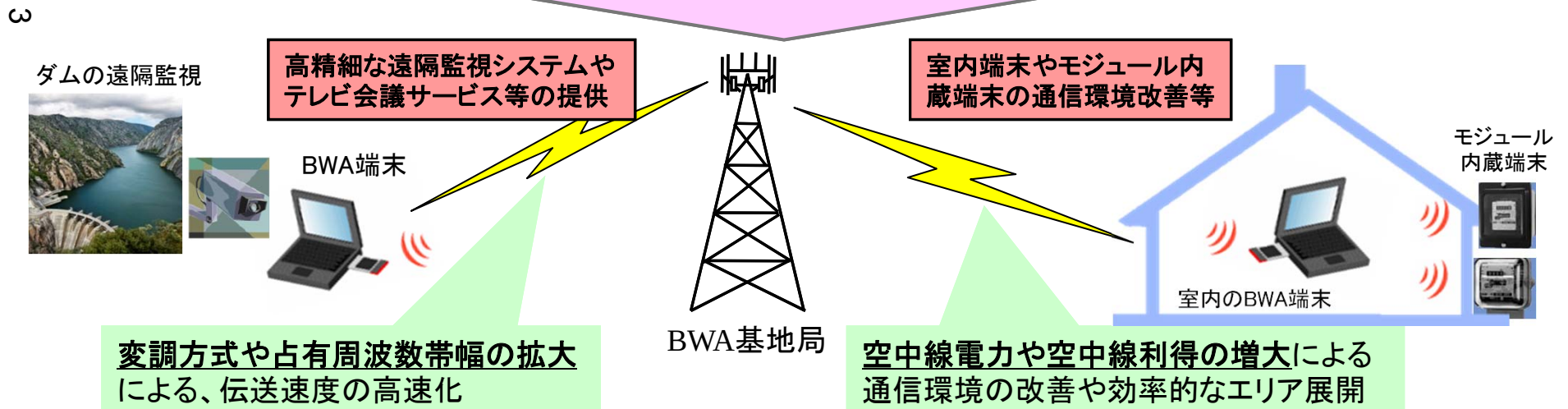
- BWAについては平成19年8月に制度化。同年12月、2事業者の特定基地局開設計画を認定



- 平成21年春から、モバイルWiMAX及びXGP方式により、BWAサービスが開始
- 一方で、各方式を推進する団体において、両方式の高度化規格の検討・策定が進展

* 2010年12月、吸収分割により、ウィルコム(株)からXGP事業を承継

BWA事業者から、伝送速度の高速化、通信環境の改善等に向けた技術基準の見直しの要望



情報通信審議会情報通信技術分科会広帯域移動無線アクセスシステム委員会(主査:安藤真 東工大大学院教授)において、「FWAを除く広帯域移動無線アクセスシステムの高度化」について、平成22年9月から審議を開始

BWAシステムの高度化に関する情報通信審議会における審議結果

- 国際標準化動向や関係事業者からの要望を踏まえた高度化規格案をベースに、N-Star 等隣接システムとの間の干渉検討等を行い、当該高度化規格を導入しても既存システムへの干渉等大きな問題は生じないことを確認。
- 委員会報告案について、平成22年11月12日から一か月間パブリックコメントを実施した結果、13件の意見提出（賛成1件、電波政策全般に対する意見1件、電磁波の人体への影響への意見11件）があった。
- これを踏まえ、委員会報告及び一部答申案をとりまとめ、平成22年12月21日に開催された情報通信技術分科会において、一部答申が行われた。

モバイルWiMAXの高度化

《伝送速度の高速化》

上り変調方式の高度化及びSingle User MIMO機能の追加により、上り回線の通信速度の向上(最大15.4Mbps)等を実現。

→ 変調方式(64QAM)の追加、Single User MIMOの導入



《サービスエリアの改善》

空中線電力やアンテナ利得の増加により、屋内等でのサービス品質の向上や、機器設置収容箱等に設置される内蔵モジュール(スマートメータ等)などの通信環境を改善。

- 送信空中線電力の増加(200mW以下→400mW以下)
- 送信空中線利得の増加(2dBi以下→5dBi以下
ただし、EIRPは28dBm以下)

※当該高度化規格は、地域WiMAXにも適用する。

XGPの高度化

《伝送速度の高速化》

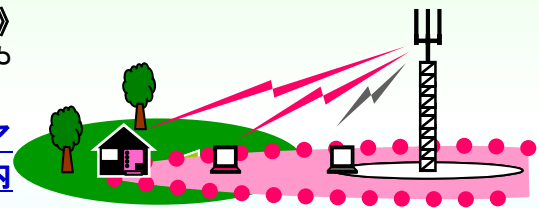
システム帯域の拡張やフレーム構造の拡張により、伝送速度の柔軟な高速化(下り最大100Mbps超)を可能とする。

- システム帯域の拡張(10MHz→20MHz)
- フレーム構造拡張(非対称化&フレーム長拡張)

《サービスエリアの改善》

基地局の空中線電力やアンテナ利得の増加により、郊外などのエリアカバレッジの拡張や屋内浸透率の向上を図る。

- 基地局空中線電力の増加(最大10W→最大40W)
- 基地局空中線利得の増加(最大12dBi→最大17dBi)



《グローバルシステムとの親和性拡大》

高度化を踏まえつつ、経済性に優れた機器調達等を可能とするため、グローバルシステムと規格を揃える。

- SC-FDMA追加、隣接チャネル漏洩電力、スペクトラムマスク、不要発射強度の変更

BWAシステムの高度化に関する技術的条件

下線部は変更箇所

番号は1ページ改正省令の概要に対応

5

		モバイルWiMAX	XGP
通信方式		TDD	TDD
多元接続方式(移動局)		OFDMA	OFDMA/ <u>SC-FDMA(追加)</u> /TDMA/SDMA ③
占有周波数帯幅		4.9MHz 9.9MHz	2.4MHz ⇒ <u>2.5MHz</u> 4.8MHz ⇒ <u>5MHz</u> 9.6MHz ⇒ <u>10MHz</u> <u>20MHz(追加)</u> ④
変調方式	移動局	QPSK、16QAM、 <u>64QAM(追加)</u> ②	BPSK、QPSK、16QAM、32QAM、64QAM、256QAM
	基地局	BPSK、QPSK、16QAM、64QAM	
送信繰り返し周期、 送信バースト長、 上り下り比率		【繰り返し周期】 5ms±10μs 以下 【バースト長】 移動局: 1.35ms 基地局: 3.65ms 上下比率 1:1 計5msとなる10通り	【繰り返し周期】 5ms ⇒ <u>2.5ms、5ms、10ms</u> 【バースト長】 移動局: 2.5ms ⇒ <u>N×625μs以下</u> 基地局: 2.5ms ⇒ <u>M×625μs以下</u> <u>(N+M=4、8、16)</u> 上下比率 1:1 ⇒ <u>N:M</u> (告示)
空中線電力	移動局	200mW以下 ⇒ <u>400mW以下</u> ②	200mW以下
	基地局	20W以下	10W以下 ⇒ <u>40W以下(20MHzシステムに限る。2.5、5、10MHzシステムの場合は20W以下)</u> ③
送信空中線 絶対利得	移動局	2dBi以下 ⇒ <u>5dBi以下※</u> ②	4dBi以下
	基地局	17dBi以下	12dBi以下 ⇒ <u>17dBi以下</u> ③
隣接チャネル漏えい電力電力 標準マスク		次ページ参照 (告示)	次ページ参照 (告示)
空中線電力の許容値		(上限)50% (下限)50%	(上限)50% (下限)50% ⇒ (上限)87% (下限)47% ①

※ ただし、2dBiを超える空中線利得の場合、EIRPが28dBm以下であること。

(参考:隣接チャネル漏えい電力及びスペクトラムマスク)

【高度化モバイルWiMAX】

(移動局)

- ・5MHzシステム 2dBm以下
- ・10MHzシステム 0dBm以下



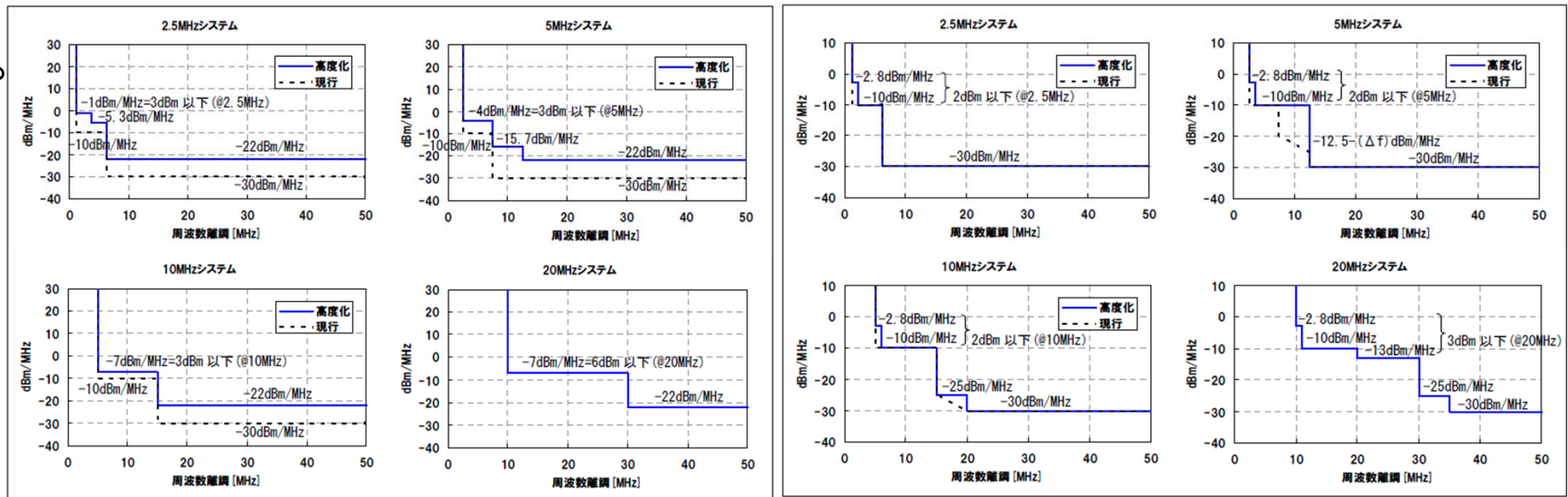
- ・5MHzシステム 5dBm以下
- ・10MHzシステム 3dBm以下

【高度化XGP】

(基地局)

(移動局)

9



平成 23 年 3 月 9 日

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ他 4 社
所属特定無線局の包括免許について
(平成 23 年 3 月 9 日 諮問第 4 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高橋課長補佐、北村係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(村田課長補佐、梅城係長、高橋官)

電話：03－5253－5893

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ他4社
所属特定無線局の包括免許について

1 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ所属特定無線局①

1-1 包括免許申請の概要

申 請 者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
特定無線局の種別	基地局
目 的	電気通信業務用
開 設 を 必 要 と す る 理 由	3G方式による携帯電話サービスにおいて、建物屋内における不感地などの圏外解消の利用者要望に迅速に対応するため、及びフェムトセル基地局を活用した携帯電話サービスを提供するため、個別免許のフェムトセル基地局の開設を行っているところ。当該利用者要望へ更に迅速に対応するため、包括免許のフェムトセル基地局を開設する必要がある。
通 信 の 相 手 方	免許人所属の陸上移動局
電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	5M00 G7W 2137.6MHzから2147.4MHzまでの 200kHz間隔の周波数50波 20mW
無 線 設 備 の 規 格	CD2FC：設備規則第49条の6の4第1項及び第4項に規定する基地局の無線設備 CD3FC：設備規則第49条の6の5第1項及び第4項に規定する基地局の無線設備
無 線 設 備 を 設 置 し よ う と す る 区 域	北海道総合通信局、東北総合通信局、関東総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局、中国総合通信局、四国総合通信局、九州総合通信局及び沖縄総合通信事務所の各管内
運用開始予定期日	免許の日から6月以内の日

1-2 審査結果等

審査の結果、次表のとおり、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の4第1号及び第2号の規定に適合していると認められるので、同法第27条の5第1項の規定に基づき、包括免許を与えることとしたい。

審査項目（関連条項）	判定	審査概要
周波数の割当てが可能であること（電波法第27条の4第1号）	適	申請者が希望する2GHz帯の周波数は、既に申請者に割り当てられていることから、本件特定無線局に係る周波数の割当ては可能であると認められる。
総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること（電波法第27条の4第2号）	適	次に示すとおり、特定無線局の開設の根本的基準に合致していると認められる。
それらの局を開設することによって提供しようとする電気通信役務が、利用者の需要に適合するものであること（特定無線局の開設の根本的基準（平成9年郵政省令第72号）第2条第1号）	適	本件特定無線局は、利用者からの要望を踏まえ、屋内における携帯電話サービスの圏外状態を、迅速に解消することを目的とするものであり、利用者の需要に適合していると認められる。
包括免許を受けようとする者は、それらの局の運用による電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有するものであること（特定無線局の開設の根本的基準第2条第2号）	適	申請者は既に相当数の携帯電話用基地局を開設し、全国規模の電気通信事業を実施しており、今後も実施していく見込みであることから、電気通信事業の実施について適切な計画を有し、当該計画を確実に実施するに足る能力を有していると認められる。
それらの局を開設する目的を達成するためには、それらの局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること（特定無線局の開設の根本的基準第2条第3号）	適	本件特定無線局を開設する目的は、屋内における携帯電話サービスの圏外状態を迅速に解消することである。当該目的を達成するために本件特定無線局を開設することは、他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して、より利用者要望に対応したエリア展開が可能になり、これは無駄なエリア展開の排除も可能になることと同義である。以上のことから、本件特定無線局を開設することは他の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であると認められる。
それらの局が法第27条の12第1項に規定する特定基地局であるときは、当該特定基地局の開設指針の規定に基づくものであること（特定無線局の開設の根本的基準第2条第4号）	一	本件特定無線局は、法第27条の12第1項に規定する特定基地局ではない。
その他それらの局を開設することが電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与すること（特定無線局の開設の根本的基準第2条第5号）	適	本件特定無線局の開設は、屋内における携帯電話サービスの圏外状態を迅速に解消し、小セル化による周波数逼迫の緩和及び安定した電気通信役務を可能とすることを目的とするものであり、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与するものと認められる。

2 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ所属特定無線局②

2-1 包括免許申請の概要

申請者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
特定無線局の種別	基地局
目的	電気通信業務用
開設を必要とする理由	3G方式による携帯電話サービスにおいて、建物屋内における不感地などの圏外解消の利用者要望に迅速に対応するため、個別免許の屋内用基地局の開設を行っているところ。また、昨年12月より、2GHz帯にてLTE方式のサービスを開始している。3G方式及びLTE方式の両方式に対応した屋内用基地局の展開に当たっては、圏外解消などの利用者要望にこれまで以上に迅速に対応するため、包括免許の開設が必要である。
通信の相手方	免許人所属の陸上移動局
電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	5M00 G7W 2132.6MHzから2142.4MHzまでの 200kHz間隔の周波数50波 40mW 5M00 X7W 2147.2MHz 40mW 10M0 X7W 2144.8MHz 40mW
無線設備の規格	CD2FB：設備規則第49条の6の4第1項及び第5項に規定する基地局の無線設備 CD3FB：設備規則第49条の6の5第1項及び第5項に規定する基地局の無線設備 SFD1FB：設備規則第49条の6の9第1項及び第5項に規定する基地局の無線設備
無線設備を設置しようとする区域	北海道総合通信局、東北総合通信局、関東総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局、中国総合通信局、四国総合通信局、九州総合通信局及び沖縄総合通信事務所の各管内
運用開始予定期日	免許の日から6月以内の日

2-2 審査結果等

審査の結果、次表のとおり、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の4第1号及び第2号の規定に適合していると認められるので、同法第27条の5第1項の規定に基づき、包括免許を与えることとしたい。

審査項目（関連条項）	判定	審査概要
周波数の割当てが可能であること（電波法第27条の4第1号）	適	申請者が希望する2GHz帯の周波数は、既に申請者に割り当てられていることから、本件特定無線局に係る周波数の割当ては可能であると認められる。
総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること（電波法第27条の4第2号）	適	次に示すとおり、特定無線局の開設の根本的基準に合致していると認められる。
それらの局を開設することによって提供しようとする電気通信役務が、利用者の需要に適合するものであること（特定無線局の開設の根本的基準（平成9年郵政省令第72号）第2条第1号）	適	本件特定無線局は、利用者からの要望を踏まえ、屋内における携帯電話サービスの圏外状態を、迅速に解消することを目的とするものであり、利用者の需要に適合していると認められる。
包括免許を受けようとする者は、それらの局の運用による電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有するものであること（特定無線局の開設の根本的基準第2条第2号）	適	申請者は既に相当数の携帯電話用基地局を開設し、全国規模の電気通信事業を実施しており、今後も実施していく見込みであることから、電気通信事業の実施について適切な計画を有し、当該計画を確実に実施するに足る能力を有していると認められる。
それらの局を開設する目的を達成するためには、それらの局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること（特定無線局の開設の根本的基準第2条第3号）	適	本件特定無線局を開設する目的は、屋内における携帯電話サービスの圏外状態を迅速に解消することである。当該目的を達成するために本件特定無線局を開設することは、他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して、より利用者要望に対応したエリア展開が可能になり、これは無駄なエリア展開の排除も可能になることと同義である。以上のことから、本件特定無線局を開設することは他の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であると認められる。
それらの局が法第27条の12第1項に規定する特定基地局であるときは、当該特定基地局の開設指針の規定に基づくものであること（特定無線局の開設の根本的基準第2条第4号）	—	本件特定無線局は、法第27条の12第1項に規定する特定基地局ではない。
その他それらの局を開設することが電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与すること（特定無線局の開設の根本的基準第2条第5号）	適	本件特定無線局の開設は、屋内における携帯電話サービスの圏外状態を迅速に解消し、小セル化による周波数逼迫の緩和及び安定した電気通信役務を可能とすることを目的とするものであり、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与するものと認められる。

3 KDD I 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社所属特定無線局

3-1 包括免許申請の概要

申請者	KDD I 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社
特定無線局の種別	基地局
目的	電気通信業務用
開設を必要とする理由	無線局による事業・業務の開始・拡充 建物密集地及びマンション高層階等の不感地に住む利用者を対象として、BB回線を利用した特定無線局（フェムトセル基地局）を設置し、屋内のエリア改善を行う。 利用者からの要望に対し、迅速に対応するためにも、今般制度化された特定無線局（フェムトセル基地局）の包括免許を申請することによって、au携帯電話サービスの更なる拡充を図る。
通信の相手方	免許人所属の陸上移動局又は業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局
電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	1M48 G7W 2116.25MHzから2128.75MHzまでの 50kHz間隔の周波数251波 10mW
無線設備の規格	CD2FC：設備規則第49条の6の4第1項及び第4項に規定する基地局の無線設備 CD3FC：設備規則第49条の6の5第1項及び第4項に規定する基地局の無線設備
無線設備を設置しようとする区域	北海道総合通信局、東北総合通信局、関東総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局、中国総合通信局、四国総合通信局、九州総合通信局及び沖縄総合通信事務所の各管内
運用開始予定期日	免許の日から6月以内の日

3-2 審査結果等

審査の結果、次表のとおり、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の4第1号及び第2号の規定に適合していると認められるので、同法第27条の5第1項の規定に基づき、包括免許を与えることとしたい。

審査項目（関連条項）	判定	審査概要
周波数の割当てが可能であること（電波法第27条の4第1号）	適	申請者が希望する2GHz帯の周波数は、既に申請者に割り当てられていることから、本件特定無線局に係る周波数の割当ては可能であると認められる。
総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること（電波法第27条の4第2号）	適	次に示すとおり、特定無線局の開設の根本的基準に合致していると認められる。
それらの局を開設することによって提供しようとする電気通信役務が、利用者の需要に適合するものであること（特定無線局の開設の根本的基準（平成9年郵政省令第72号）第2条第1号）	適	本件特定無線局は、利用者からの要望を踏まえ、屋内における携帯電話サービスの圏外状態を、迅速に解消することを目的とするものであり、利用者の需要に適合していると認められる。
包括免許を受けようとする者は、それらの局の運用による電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有するものであること（特定無線局の開設の根本的基準第2条第2号）	適	申請者は既に相当数の携帯電話用基地局を開設し、全国規模の電気通信事業を実施しており、今後も実施していく見込みであることから、電気通信事業の実施について適切な計画を有し、当該計画を確実に実施するに足る能力を有していると認められる。
それらの局を開設する目的を達成するためには、それらの局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること（特定無線局の開設の根本的基準第2条第3号）	適	本件特定無線局を開設する目的は、屋内における携帯電話サービスの圏外状態を迅速に解消することである。当該目的を達成するために本件特定無線局を開設することは、他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して、より利用者要望に対応したエリア展開が可能になり、これは無駄なエリア展開の排除も可能になることと同義である。以上のことから、本件特定無線局を開設することは他の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であると認められる。
それらの局が法第27条の12第1項に規定する特定基地局であるときは、当該特定基地局の開設指針の規定に基づくものであること（特定無線局の開設の根本的基準第2条第4号）	－	本件特定無線局は、法第27条の12第1項に規定する特定基地局ではない。
その他それらの局を開設することが電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与すること（特定無線局の開設の根本的基準第2条第5号）	適	本件特定無線局の開設は、屋内における携帯電話サービスの圏外状態を迅速に解消し、小セル化による周波数逼迫の緩和及び安定した電気通信役務を可能とすることを目的とするものであり、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与するものと認められる。

4 ソフトバンクモバイル株式会社所属特定無線局

4-1 包括免許申請の概要

申請者	ソフトバンクモバイル株式会社
特定無線局の種別	基地局
目的	電気通信業務用
開設を必要とする理由	現在、第三世代移動通信システム（IMT-2000）を使用した2GHz帯におけるフェムト商用サービスにおいては、個別免許にて屋内のエリア改善等を行っているところ。圏外エリア解消の利用者要望に対し、より迅速に対応するために、包括免許のフェムトセル基地局の開設を必要とする。
通信の相手方	免許人所属の陸上移動局
電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	5M00 G7W 2157.6MHzから2167.4MHzまでの 200kHz間隔の周波数50波 10mW
無線設備の規格	CD2FC：設備規則第49条の6の4第1項及び第4項に規定する基地局の無線設備 CD3FC：設備規則第49条の6の5第1項及び第4項に規定する基地局の無線設備
無線設備を設置しようとする区域	北海道総合通信局、東北総合通信局、関東総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局、中国総合通信局、四国総合通信局、九州総合通信局及び沖縄総合通信事務所の各管内
運用開始予定期日	免許の日から1月以内の日

4-2 審査結果等

審査の結果、次表のとおり、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の4第1号及び第2号の規定に適合していると認められるので、同法第27条の5第1項の規定に基づき、包括免許を与えることとしたい。

審査項目（関連条項）	判定	審査概要
周波数の割当てが可能であること（電波法第27条の4第1号）	適	申請者が希望する2GHz帯の周波数は、既に申請者に割り当てられていることから、本件特定無線局に係る周波数の割当ては可能であると認められる。
総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること（電波法第27条の4第2号）	適	次に示すとおり、特定無線局の開設の根本的基準に合致していると認められる。
それらの局を開設することによって提供しようとする電気通信役務が、利用者の需要に適合するものであること（特定無線局の開設の根本的基準（平成9年郵政省令第72号）第2条第1号）	適	本件特定無線局は、利用者からの要望を踏まえ、屋内における携帯電話サービスの圏外状態を、迅速に解消することを目的とするものであり、利用者の需要に適合していると認められる。
包括免許を受けようとする者は、それらの局の運用による電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有するものであること（特定無線局の開設の根本的基準第2条第2号）	適	申請者は既に相当数の携帯電話用基地局を開設し、全国規模の電気通信事業を実施しており、今後も実施していく見込みであることから、電気通信事業の実施について適切な計画を有し、当該計画を確実に実施するに足る能力を有していると認められる。
それらの局を開設する目的を達成するためには、それらの局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること（特定無線局の開設の根本的基準第2条第3号）	適	本件特定無線局を開設する目的は、屋内における携帯電話サービスの圏外状態を迅速に解消することである。当該目的を達成するために本件特定無線局を開設することは、他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して、より利用者要望に対応したエリア展開が可能になり、これは無駄なエリア展開の排除も可能になることと同義である。以上のことから、本件特定無線局を開設することは他の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であると認められる。
それらの局が法第27条の12第1項に規定する特定基地局であるときは、当該特定基地局の開設指針の規定に基づくものであること（特定無線局の開設の根本的基準第2条第4号）	—	本件特定無線局は、法第27条の12第1項に規定する特定基地局ではない。
その他それらの局を開設することが電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与すること（特定無線局の開設の根本的基準第2条第5号）	適	本件特定無線局の開設は、屋内における携帯電話サービスの圏外状態を迅速に解消し、小セル化による周波数逼迫の緩和及び安定した電気通信役務を可能とすることを目的とするものであり、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与するものと認められる。

5 イー・モバイル株式会社所属特定無線局

5-1 包括免許申請の概要

申請者	イー・モバイル株式会社
特定無線局の種別	基地局
目的	電気通信業務用
開設を必要とする理由	屋内の携帯電話の圏外解消対策として、これまで事前申請が必要な個別免許の屋内基地局等に対応していたが、100mW以下の屋内小型基地局の包括免許制度を利用する事で、利用者からの屋内における携帯電話の圏外の解消要望に即応する事が可能となり、携帯電話サービスの更なる向上に寄与することから、本包括免許局の開設を必要とする。
通信の相手方	免許人所属の陸上移動局
電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	5M00 G7W 1852.4MHz及び1857.4MHz 50mW
無線設備の規格	CD2FB: 設備規則第49条の6の4第1項及び第5項に規定する基地局の無線設備 CD3FB: 設備規則第49条の6の5第1項及び第5項に規定する基地局の無線設備
無線設備を設置しようとする区域	北海道総合通信局、東北総合通信局、関東総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局、中国総合通信局、四国総合通信局、九州総合通信局及び沖縄総合通信事務所の各管内
運用開始予定期日	免許の日から6月以内の日

5-2 審査結果等

審査の結果、次表のとおり、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の4第1号及び第2号の規定に適合していると認められるので、同法第27条の5第1項の規定に基づき、包括免許を与えることとしたい。

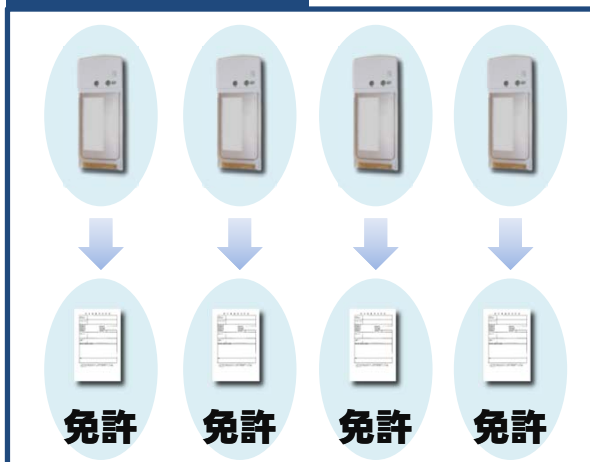
審査項目（関連条項）	判定	審査概要
周波数の割当てが可能であること（電波法第27条の4第1号）	適	申請者が希望する1.8GHz帯の周波数は、既に申請者に割り当てられていることから、本件特定無線局に係る周波数の割当ては可能であると認められる。
総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること（電波法第27条の4第2号）	適	次に示すとおり、特定無線局の開設の根本的基準に合致していると認められる。
それらの局を開設することによって提供しようとする電気通信役務が、利用者の需要に適合するものであること（特定無線局の開設の根本的基準（平成9年郵政省令第72号）第2条第1号）	適	本件特定無線局は、利用者からの要望を踏まえ、屋内における携帯電話サービスの圏外状態を、迅速に解消することを目的とするものであり、利用者の需要に適合していると認められる。
包括免許を受けようとする者は、それらの局の運用による電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足りる能力を有するものであること（特定無線局の開設の根本的基準第2条第2号）	適	申請者は既に相当数の携帯電話用基地局を開設し、全国規模の電気通信事業を実施しており、今後も実施していく見込みであることから、電気通信事業の実施について適切な計画を有し、当該計画を確実に実施するに足りる能力を有していると認められる。
それらの局を開設する目的を達成するためには、それらの局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること（特定無線局の開設の根本的基準第2条第3号）	適	本件特定無線局を開設する目的は、屋内における携帯電話サービスの圏外状態を迅速に解消することである。当該目的を達成するために本件特定無線局を開設することは、他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して、より利用者要望に対応したエリア展開が可能になり、これは無駄なエリア展開の排除も可能になることと同義である。以上のことから、本件特定無線局を開設することは他の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であると認められる。
それらの局が法第27条の12第1項に規定する特定基地局であるときは、当該特定基地局の開設指針の規定に基づくものであること（特定無線局の開設の根本的基準第2条第4号）	適	本件特定無線局は、法第27条の12第1項に規定する特定基地局であり、当該特定基地局の開設指針である三・九世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件（平成21年総務省告示第248号）の規定に基づくものである。
その他それらの局を開設することが電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与すること（特定無線局の開設の根本的基準第2条第5号）	適	本件特定無線局の開設は、屋内における携帯電話サービスの圏外状態を迅速に解消し、小セル化による周波数逼迫の緩和及び安定した電気通信役務を可能とすることを目的とするものであり、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与するものと認められる。

包括免許制度とは

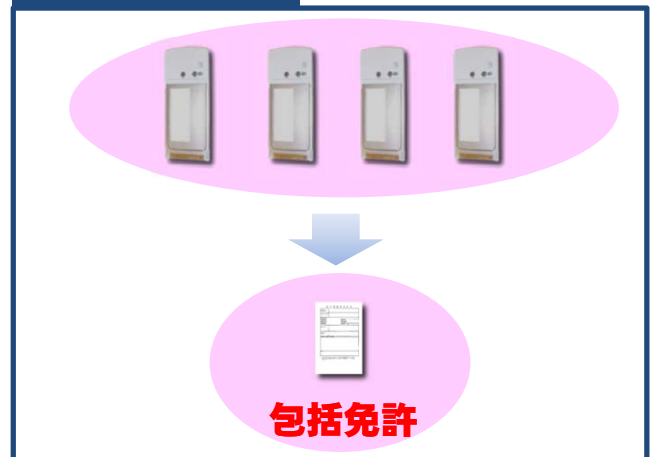
参考資料

携帯電話端末・携帯電話等小規模基地局の無線局について、個別の無線局毎に免許を受けることなく、一つの包括免許により同一タイプの複数の無線局の開設を可能とする制度（電波法第27条の2等）

個別免許制度

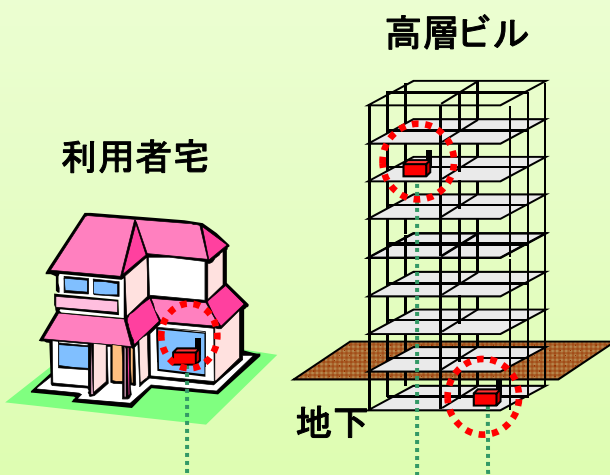


包括免許制度



携帯電話等の屋内小規模基地局の包括免許化について

包括免許の対象はこれまで、携帯電話端末等に限られていたが、放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）の一部施行（平成23年3月1日）に伴い、屋内等に設置される小規模な携帯電話等の基地局（フェムトセル基地局等）について、包括免許とすることが可能となった。



小規模基地局

＜個別免許の場合＞

免許審査に2週間～1カ月



＜包括免許の場合＞

包括免許を取得すれば、事後届出で可

新電波法により可能に

→迅速かつ機動的に基地局を開設し、サービスを提供することが可能に

包括免許の対象となる携帯電話等基地局について

包括免許の対象となる基地局の種別

- 携帯電話及びBWAの基地局のうち、包括免許の対象となるのは、屋内に設置される小規模局。
- 具体的には、フェムトセル基地局及びその他の屋内小型基地局が対象（電波法施行規則第15条の2及び第15条の3）

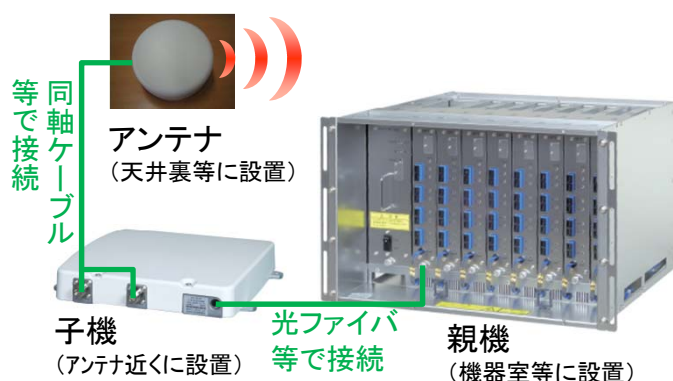
① フェムトセル基地局

主に家庭内やビル内等のエリア改善に使用
変調装置や増幅器等は一体型(辞書サイズ)



② その他の屋内小型基地局

親機に、複数の子機・アンテナを接続することで、
主にビル内や地下街のエリア改善に使用



(参考) 携帯電話及びBWAの主要な規格

無線設備規則	通信方式名	システム通称
第49条の6の3	符号分割多元接続方式 携帯無線通信	CDMA One
第49条の6の4	符号分割多元接続方式 携帯無線通信	W-CDMA CDMA2000
第49条の6の5	時分割・符号分割多重方式 携帯無線通信	HSDPA EV-DO
第49条の6の9	シングルキャリア周波数分割 多元接続方式携帯無線通信	LTE
第49条の28	直交周波数分割多元接続方式 広帯域移動無線アクセスシステム	WiMAX
第49条の29	時分割・直交周波数分割多元接続方式 広帯域移動無線アクセスシステム	XGP

本件に係る包括免許申請の概要

申請者	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル	イー・モバイル
開設を必要とする理由	不感地等の圏外解消の利用者要望への迅速な対応	不感地等の圏外解消の利用者要望への迅速な対応	不感地の利用者のエリア改善要望への迅速な対応	圏外エリア解消の利用者要望へのより迅速な対応	利用者の屋内における圏外解消要望への即応
電波の型式周波数範囲	5M00 G7W 2137.6MHz ～2147.4MHz (200kHz間隔 周波数50波)	5M00 G7W 2132.6MHz ～2142.4MHz (200kHz間隔 周波数50波) 5M00 X7W 2147.2MHz 10M0 X7W 2144.8MHz	1M48 G7W 2116.25MHz ～2128.75MHz (50kHz間隔 周波数251波)	5M00 G7W 2157.6MHz ～2167.4MHz (200kHz間隔 周波数50波)	5M00 G7W 1852.4MHz 、1857.4MHz
空中線電力	20mW	40mW	10mW	10mW	50mW
無線設備の規格	設備規則第49条の6の4第1項・第4項 (W-CDMA フェムトセル) 設備規則第49条の6の5第1項・第4項 (HSDPA フェムトセル)	設備規則第49条の6の4第1項・第5項 (W-CDMA 小型基地局) 設備規則第49条の6の5第1項・第5項 (HSDPA 小型基地局) 設備規則第49条の6の9第1項・第5項 (LTE 小型基地局)	設備規則第49条の6の4第1項・第4項 (CDMA2000 フェムトセル) 設備規則第49条の6の5第1項・第4項 (EV-DO フェムトセル)	設備規則第49条の6の4第1項・第4項 (W-CDMA フェムトセル) 設備規則第49条の6の5第1項・第4項 (HSDPA フェムトセル)	設備規則第49条の6の4第1項・第5項 (W-CDMA 小型基地局) 設備規則第49条の6の5第1項・第5項 (HSDPA 小型基地局)
運用開始予定期日	免許の日から6月以内	免許の日から6月以内	免許の日から6月以内	免許の日から1月以内	免許の日から6月以内
無線設備を設置しようとする区域	北海道、東北、関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄の各地方局				

本件に係る包括免許の審査概要

1 周波数の割当てが可能であること

- 各申請者が希望する1.8GHz又は2GHz帯の周波数は、既にそれぞれの申請者に割り当てられていることから、周波数の割当ては可能。

2 特定無線局の開設の根本的基準に合致すること

2-1 電気通信役務が利用者の需要に適合すること

- 利用者からの要望を踏まえ、屋内における携帯電話サービスの圏外状態を迅速に解消することを目的とするもので、利用者の需要に適合。

2-2 運用の計画、能力を有すること

- 各申請者は既に相当数の携帯電話用基地局を開設し、全国規模の電気通信事業を実施しており、今後も実施していく見込みであることから、電気通信事業の実施について適切な計画を有し、当該計画を確実に実施するに足る能力を有している。
- 携帯電話端末の包括免許とは異なり、最大運用数等の審査はない。

2-3 他の電気通信手段より能率的・経済的であること

- 本件特定無線局を開設することは、他の電気通信手段に比較して、より利用者要望に対応したエリア展開が可能になり、これは無駄なエリア展開の排除も可能になることと同義であることから、能率的かつ経済的である。

2-4 特定基地局であるときは、開設指針の規定に基づくこと

- イー・モバイル社の申請は特定基地局であり、開設指針の規定に基づくものである。
- 同社以外の申請は、特定基地局ではない。

2-5 電気通信事業の健全な発達・円滑な運営に寄与すること

- 本件特定無線局の開設は、屋内における携帯電話サービスの圏外状態を迅速に解消することを目的とするものであり、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与する。

平成 23 年 3 月 9 日

放送用周波数使用計画の一部変更案について
(平成 23 年 3 月 9 日 諮問第 5 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高橋課長補佐、北村係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(大西課長補佐、工藤係長)

電話：03－5253－5787

放送用周波数使用計画の一部変更案について

1. 概 要

地上デジタルテレビジョン放送を行う放送局のうち親局及び空中線電力が3Wを超える中継局の諸元（チャンネル及び空中線電力）は、放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）において規定されている。

今回、愛媛県伊予青島において新たに大規模な中継局を整備する必要が生じたため、放送用周波数使用計画を変更するもの。

2. 変更の内容及び理由

伊予青島のデジタル局（愛媛県）に係る変更【中継局の新設】

現在、愛媛県伊予市及び大洲市における瀬戸内海沿岸の一部地域において地上デジタルテレビジョン放送の難視地区が発生している。

今般、これら地区において地上デジタルテレビジョン放送の受信が可能となるよう、地上アナログテレビジョン放送終了後、青島（愛媛県大洲市長浜町）に地上デジタルテレビジョン放送中継局の開設を可能とするため放送用周波数使用計画を変更するもの。

なお、中継局の開局がアナログテレビジョン放送終了後となるため、それまでの間は暫定的な衛星対策を行う。

3. 放送用周波数使用計画の変更案

1 日本放送協会の放送

(1) 総合放送（広域放送）

変更なし

(2) 総合放送（県域放送）

放送対象地域	変更案			現行		
	中継局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
愛媛県	今治	41	0.01	今治	41	0.01
	〃			〃		
	川之江	16	0.01	川之江	16	0.01
	伊予青島	37	0.01			

(3) 教育放送

放送対象地域	変更案			現行		
	中継局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
全国	(愛媛)			(愛媛)		
	松山	13	1	松山	13	1
	〃			〃		
	川之江	22	0.01	川之江	22	0.01
	伊予青島	36	0.01			

2 放送大学学園の放送

変更なし

3 一般放送事業者の放送

(1) 総合放送（広域放送）

変更なし

(2) 総合放送（県域放送）

放送対象地域	変更案			現行		
	中継局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
愛媛県	今治	43 47 49 51	0.01	今治	43 47 49 51	0.01
	〃			〃		
	川之江	43 47 49 51	0.01	川之江	43 47 49 51	0.01
	伊予青島	28 38 44 48	0.01			

平成 23 年 3 月 9 日

協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組
を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務の認可
(平成 23 年 3 月 9 日 諮問第 6 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高橋課長補佐、北村係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(景山課長補佐、根岸係長)

電話：03－5253－5778

協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務の認可について

申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号）（以下「法」という。）第9条第10項の規定に基づき、以下のとおり、法第9条第2項第8号の業務の認可申請があった。

項 目	申 請 の 概 要
1 業務の内容	協会のラジオ第1放送、ラジオ第2放送及びFM放送（以下、それぞれR1、R2、FMと呼ぶ。）の放送番組を、ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的な措置として、これらの放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務。
2 業務を行うことを必要とする理由	協会のラジオ放送については、夜間の外国電波混信、全国的なマンション等鉄筋コンクリート住宅の普及、家電製品等各種機器からの不要電波等混信要因の増加等により、聴取しにくい地域・場所が拡大しつつあるところ、こうしたラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的な措置として、試行的にラジオ放送番組をインターネットを通じて放送と同時に一般に提供し、その効果を検証・確認するもの。
3 業務の実施計画の概要	（1）提供する番組 ・ R1は、NHK東京ラジオ第1放送局（埼玉県久喜市）から送信される関東広域放送 ・ R2は、NHK東京ラジオ第2放送局（埼玉県久喜市）から送信される全国放送 ・ FMは、NHK東京FM放送局（東京都港区）から送信される東京都域放送 ただし、全国向け共通番組を放送時に、R1において関東広域向け、FMにおいて東京都域向け特別番組を編成している時には、全国向け共通番組を提供する。 なお、遅延や権利上の理由等により、提供できない番組がある。 （2）提供エリア

	国内に限定する。 (3) 提供態様及び提供品質 ユニキャストによるストリーミング方式で、協会のホームページから提供する。 送信時の伝送速度は、1チャンネルあたり48 kbps程度とする。 R1、R2はモノラル、FMはステレオで提供する。 (4) その他 ・ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的措置としての有効性等について、アンケート等により検証・確認を行う。 ・PCによる利用のほか、インターネットにアクセス可能な携帯端末等による利用も可能とする。								
4 業務の収支の見込み	(単位 億円) <table><tr><td>区分</td><td>23年度</td><td>24年度</td><td>25年度</td></tr><tr><td>支出</td><td>1.4</td><td>0.8</td><td>0.8</td></tr></table> ・業務開始時の初期設備整備費は1.0億円と見込む。 ・年間運用経費0.8億円と見込む。(23年度においては6か月分を見込む)	区分	23年度	24年度	25年度	支出	1.4	0.8	0.8
区分	23年度	24年度	25年度						
支出	1.4	0.8	0.8						
5 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法	平成23年度から平成25年度の合計で3億円。 平成23年度分は当該年度の一般勘定収支予算に計上済み。 平成24年度以降分はそれぞれの年度の一般勘定収支予算に計上予定。								
6 その他必要な事項	(1) 平成23年10月頃をめどに開始し、平成25年度末まで実施する。 (2) ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的措置としての有効性の検証を行った上で、必要があるときは、実施内容の変更・延長等のための認可申請を行うこととする。 (3) 業務の実施状況については、別途報告する。								

審査

審査の結果は、次の表のとおりであり、申請どおり認可することといたしたい。

審査項目	審査結果
1 放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であること (法第9条第2項第8号)	特に必要な業務であると認められる。 (理由) 申請に係る業務は、協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善のため、その放送の放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供するものである。 近年、ラジオ放送については、電波のカバーエリア内であっても、夜間の外国電波混信、電波を通しにくい鉄筋コンクリート住宅の全国的な普及、家庭内の電化製品の発する電波の影響等により、聴取しにくいケースが増加してきている。 その対応策として、インターネットを経由して放送と同時に提供することで、これまで聴取がしにくかった受信者においても協会のラジオ放送番組が聴取できるようになると見込まれることから、協会のラジオ放送の難聴対策や、より幅広い受信者による聴取に資するものと考えられる。 そのため、協会が申請に係る業務を行うことは、協会のラジオ放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であると認められる。
2 営利を目的としないものであること (法第9条第4項)	本件番組提供は無償提供のため収入はなく、営利を目的とするものではないと認められる。

○ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

（業務）

第9条 協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～四 （略）

2 協会は、前項の業務のほか、第七条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一～七 （略）

八 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

3 （略）

4 協会は、前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。

5～9 （略）

10 協会は、第二項第八号又は第三項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

11 （略）

（電波監理審議会への諮問）

第五十三条の十 総務大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第八条の三第二項（定款変更の認可）、第九条第八項（第三十三条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第九条第九項（提供基準の認可）、同条第十項（任意的業務の認可）、第九条の二の二（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第九条の四第一項（委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務に関する認定）、第三十二条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第三十三条第一項（国際放送等の実施の要請）、第三十四条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第三十七条の二第一項（収支予算等の認可）、第四十七条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、〔中略〕の規定による処分をしようとするとき。

三～六 （略）

2 （略）

○ 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

（業務の認可申請）

第二条の四 法第九条第十項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一 業務の内容

二 業務を行うことを必要とする理由

三 業務の実施計画の概要

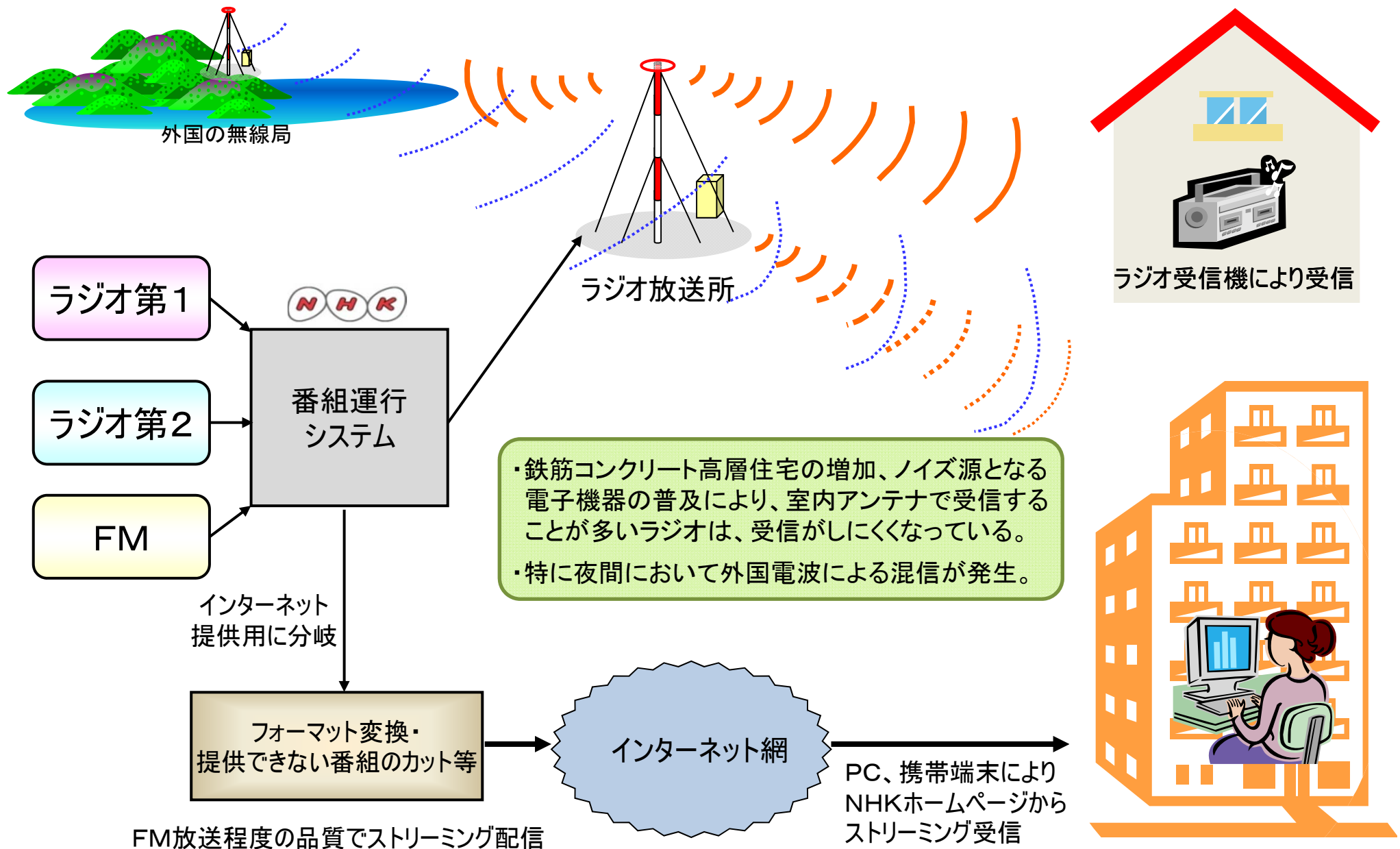
四 業務の収支の見込み

五 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

六 その他必要な事項

インターネットを経由したラジオ放送の放送番組の送信イメージ

参考資料



平成 23 年 3 月 9 日

日本放送協会に対する平成 23 年度国際放送実施要請について
(平成 23 年 3 月 9 日 諮問第 7 号)

日本放送協会に対する平成 23 年度委託協会国際放送業務
実施要請について
(平成 23 年 3 月 9 日 諮問第 8 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高橋課長補佐、北村係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課国際放送推進室

(笹山課長補佐、恩田係長)

電話：03－5253－5798

日本放送協会に対する平成23年度国際放送等実施要請について

I ラジオ国際放送（国際放送）

1 ラジオ国際放送の現状

(1) 放送時間 1日延べ55時間20分

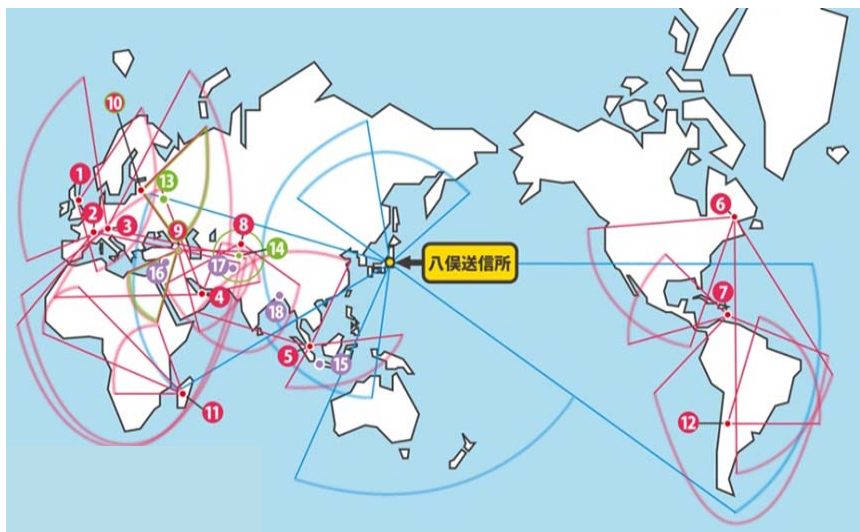
(2) 放送区域 17区域

(欧州、北米、ハワイ、中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア、豪州・ニュージーランド)

(3) 使用言語 18言語

(日本語、英語、中国語、ロシア語、朝鮮語（ハングル）、インドネシア語、フランス語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、ビルマ語、ヒンディ語、ウルドゥ語、ベンガル語、ペルシャ語、ポルトガル語、アラビア語、スワヒリ語)

(4) 送信施設 国内送信所1か所（八俣送信所）、海外中継局18か所



国際放送	① イギリス中継
	② フランス中継
	③ ドイツ中継
	④ ダバヤ中継(UAE)
	⑤ シンガポール中継
	⑥ カナダ中継
	⑦ ボネール中継
	⑧ ウズベキスタン中継
	⑨ アルメニア中継
	⑩ リトアニア中継
	⑪ マダガスカル中継
	⑫ チリ中継
中波	⑬ アルメニア中継
	⑭ リトアニア中継
	⑮ モスクワ中継
FM	⑯ タジキスタン中継
	⑰ インドネシア中継
	⑱ ヨルダン川西岸中継
	⑲ アフガニスタン中継
	⑳ バングラデシュ中継

2 実施要請のポイント

(1) 要請内容は、平成22年度と同様

- ・要請対象は、日本語・中国語・朝鮮語の3言語に限定
- ・放送事項に「北朝鮮による日本人拉致問題への留意」を明記

(2) 交付金額（平成23年度予算が原案どおり成立した場合の交付予定額）は、平成22年度とほぼ同額（9.5億円）

3 実施要請の内容

次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。

1 放送事項

(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項

イ 国の重要な政策に係る事項

ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項

エ その他国の重要事項

(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

2 放送区域

中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド

3 その他必要な事項

(1) 放送効果の向上を図るため、放送法第9条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。

(2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。

(3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。

(4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

(5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。

(6) 放送の内容等についての十分な周知を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。

(7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

(1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。※

(2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

※ 予算成立後に別途通知する。

Ⅱ テレビ国際放送（委託協会国際放送業務）

1 テレビ国際放送の現状

(1) 放送時間 外国人向け：1日23時間程度（株式会社日本国際放送の独自放送を含めて24時間）

邦人向け：1日5時間程度

(2) 放送区域 外国人向け：インテルサット8、9、10衛星で全世界受信可能。地域衛星にて韓国、インド、スリランカ、インドネシア、ベトナム、オーストラリア・ニュージーランド、南太平洋、中東・北アフリカ、イ

スラエル、パレスチナ暫定自治区、トルコ、北欧・東欧、南欧・西欧、イギリス、アイルランド、サハラ以南アフリカ（南アフリカを除く）、ロシア（ウラル以西）の各地域で受信可能。その他、米国、アジア地域では主にホテルにて視聴可能。

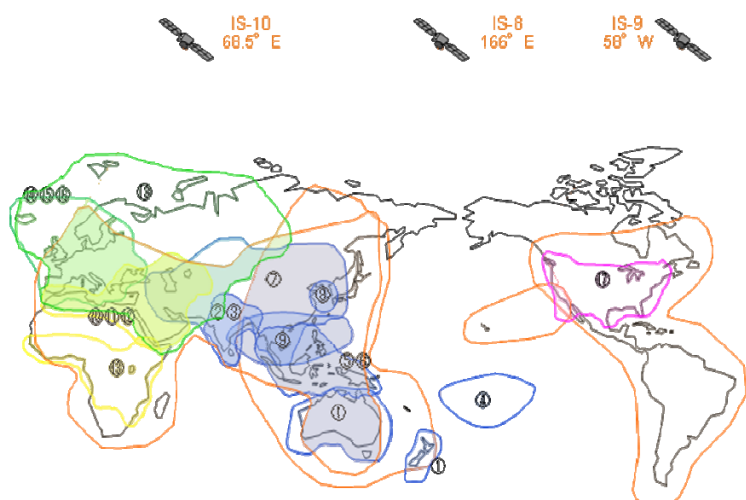
邦人向け：インテルサット 8、9、10 衛星で全世界受信可能。その他、地域衛星にて北米、欧州地域でも受信可能。

(3) 使用言語 2 言語（日本語、英語）

(4) 送信衛星 外国衛星 2 3 基

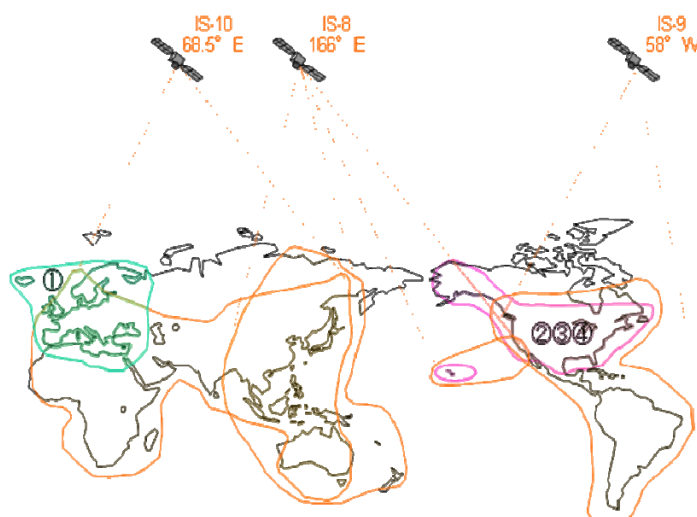
(5) 受信方法 受信機及びアンテナを用いた直接受信の他、CATV やホテルなどでも視聴が可能。

<外国人向け>



区域	使用衛星	軌道位置
アジア・太平洋	① Optus D2	東経 152°
	② Insat 4B	東経 93.5°
	③ IS-12	東経 45.0°
	④ IS 701	東経 180°
	⑤ Palapa D	東経 113.0°
	⑥ Vinasat-1	東経 132.0°
	⑦ Asia Sat 3S	東経 105.5°
	⑧ Koreasat 3	東経 116.0°
	⑨ Asiasat 5	東経 100.5°
アフリカ・中東	⑩ Badr 4	東経 26.0°
	⑪ Amos 2	西経 4.0°
	⑫ Turksat 2A	東経 42.0°
	⑬ Eutelsat W7	東経 36.0°
欧州	⑭ Eurobird 1	東経 28.5°
	⑮ Astra 1M	東経 19.2°
	⑯ Hot Bird 6	東経 13.0°
北米	⑰ Eutelsat W7	東経 36.0°
	⑱ AMC 4	西経 101°

<邦人向け>



区域	使用衛星	軌道位置
欧州	① HotBird-6	東経 13°
北米	② Echo-3	西経 61.5°
	③ Echo-7	西経 119°
	④ Anik F3	西経 118.8°

2 実施要請のポイント

- (1) 要請内容は、平成 22 年度と同様
・要請対象を「外国人向け」業務に限定

- (2) 交付金額（平成23年度予算が原案どおり成立した場合の交付予定額）は、平成22年度とほぼ同額（24.5億円）

3 実施要請の内容

次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務の実施を要請する。

1 委託放送事項

委託放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- (2) 国の重要な政策に係る事項
- (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- (4) その他国の重要事項

2 委託して放送をさせる区域

北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第9条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 委託して放送させる時間は、委託して放送をさせる各区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- (3) 用いる言語は、英語とすること。ただし、他の言語を併せ用いることを妨げない。
- (4) 委託して行わせる放送の内容等について十分な周知を行うとともに、簡便な受信が可能となるよう、受信環境を整えるなど、受信者の便宜を図り、受信者の増加に努めること。また、放送効果についての必要な調査を行うこと。
- (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。※
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

※ 予算成立後に別途通知する。

以上

日本放送協会に対する平成23年度国際放送等実施要請について

(参考資料)

要請放送制度の概要と経緯		
平成23年度の国際放送等実施要請	-----	1
要請放送制度の仕組み	-----	2
要請放送に関する制度改正(平成19年放送法改正)のポイント	-----	3
国際放送等実施命令(要請)における放送事項の変遷	-----	4
総務省交付金額とNHK国際放送関係経費の推移	-----	5
新しいテレビ国際放送の番組編成	-----	6
過去の要請書等		
平成22年度国際放送等実施要請事前通知書	-----	7
平成22年度ラジオ国際放送実施要請書	-----	12
平成22年度テレビ国際放送実施要請書	-----	15
平成22年度国際放送等実施要請に対するNHKの回答	-----	18
関係法令		
放送法参照条文	-----	19

平成23年3月9日

情報流通行政局 衛星・地域放送課 国際放送推進室

平成23年度の国際放送等実施要請

1. 目的

我が国の重要な政策や国際問題に関する政府の見解等を継続的に発信して、国際社会における我が国に対する理解を深めることによって、我が国の文化、産業その他事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するとともに、在外邦人に対して適時・適切な情報を提供するために実施。

2. 概要

- (1) 総務大臣は、NHKに対し、放送区域、放送事項^{※1}その他必要な事項を指定して国際放送(ラジオ)及び委託協会国際放送業務(テレビ)を行うことを要請することができる。(放送法第33条第1項)

※1 (1)放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- ① 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- ② 国の重要な政策に係る事項
- ③ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- ④ その他他の重要事項

(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。(ラジオのみ)

- (2) 要請放送実施に要する費用については、放送法第35条の規定に基づき国が負担^{※2}。
平成23年度は、テレビ：約24.5億円、ラジオ：約9.5億円。

- (3) 平成23年度の要請内容は、テレビ・ラジオとも平成22年度を踏襲。

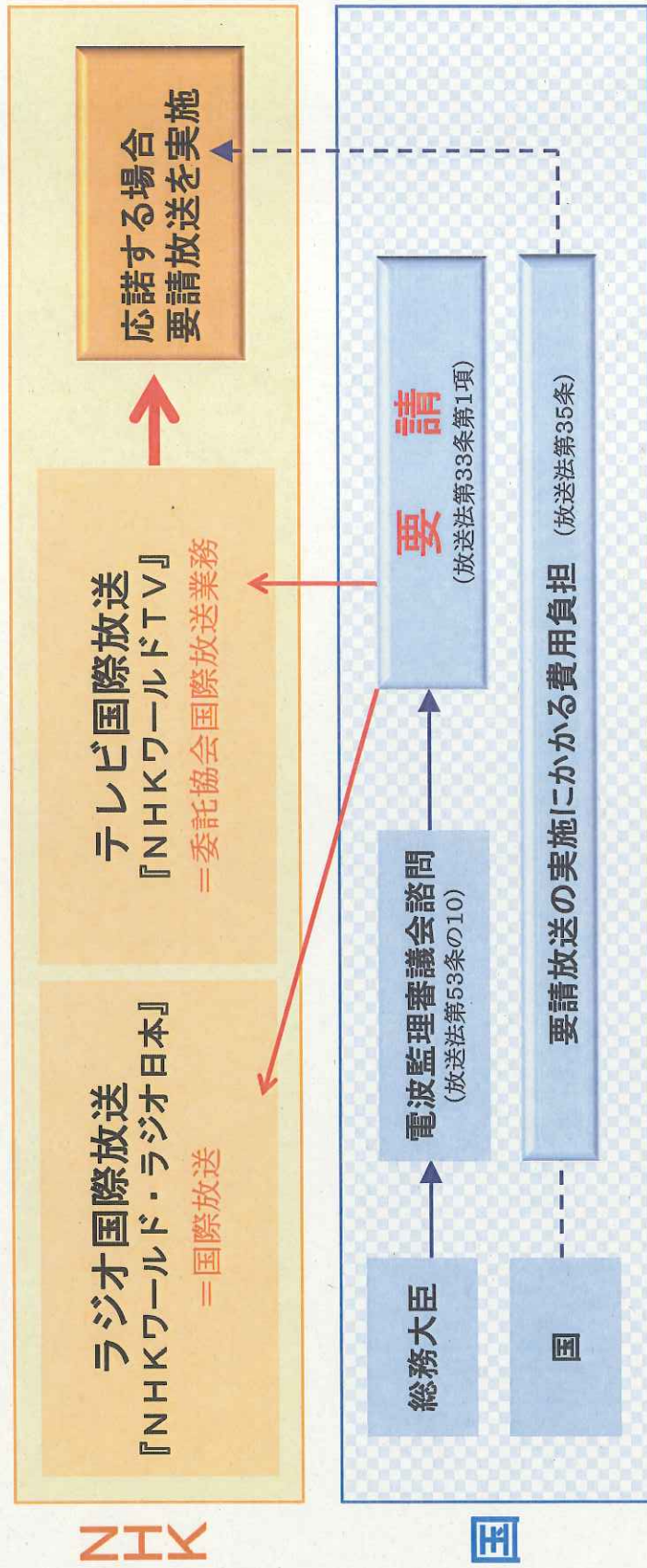
※2 負担額算出の考え方

：報道・解説番組を行うのに最低限必要な費用

3. これまでの取り組み

- (1) 昭和26年度以降、毎年度国際放送(ラジオ)の実施を命令。平成19年度からは委託協会国際放送業務(テレビ)に対しても実施を命令。
(2) 平成19年の放送法改正により、「命令」を「要請」へ。
(3) NHKは、現在、放送法第9条第1項第4号、5号に基づき行う自主的な国際放送と一体として、要請放送を実施。

要請放送制度の仕組み



国際放送等の実施の要請

○放送法

第33条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。（中略））その他必要な事項を指定して国際放送を行うことを要請（中略）することができる。

2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

3 協会は、総務大臣から第1項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

第35条 第33条第1項の要請に応じて協会が行う国際放送又は委託協会国際放送業務に要する費用及び前条第1項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

2 第33条第1項の要請及び前条第1項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内しなければならない。

要請放送に関する制度改革（平成19年放送法改正）のポイント

改正放送法の概要 (平成19年12月28日改正、平成20年4月1日施行)	旧放送法の概要
1 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送を行うことを要請することができる。 2 総務大臣は、要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。 3 協会は、総務大臣から要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。	総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を行うべきことを命ずることができる。

国際放送等実施要請（命令）における放送事項の変遷

<国際放送（ラジオ国際放送）>

命令日	放送事項
昭和27年 1月26日	放送事項は、ニュース及び解説とし、必要に応じて音楽その他を加えるものとする。
↓	
昭和33年 4月1日	放送事項は、次のとおりとする。 ① 次の事項を内容とする公正なニュース、解説及び講演 国際及び国内政治関係 産業経済通商関係 科学文化関係 ② わが国の対内外政策及び国際問題に対する政府の見解 ③ 各国の慶日に対する慶祝 ④ その他他放送効果を高めるため適当と認められる事項
↓	
昭和35年 4月1日	放送事項 ① 政治、経済、産業、通商、科学及び文化に関するニュース及び解説 ② 国策及び国際問題に対する政府の見解 ③ 外国の国慶に対する慶祝 ④ その他国際親善、外国との経済交流及び海外同胞に対する慰安に資する事項
↓	
昭和40年 4月1日	時事、政府の国策及び国際問題に対する見解等に関する報道・解説
↓	
昭和41年 4月2日	次の事項に関する報道・解説 ① 時事 ② 国策 ③ 国際問題に関する政府の見解
↓	
昭和59年 4月1日	次の事項に関する報道及び解説 ① 時事 ② 国の重要な政策 ③ 国際問題に関する政府の見解

命令日	放送事項
平成18年 11月10日	(1) 次の事項に関する報道、解説 ① 時事 ② 国の重要な政策 ③ 国際問題に関する政府の見解 (2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。



要請日	放送事項
平成20年 4月1日	(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。 ① 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項 ② 国の重要な政策に係る事項 ③ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 ④ その他国の重要事項 (2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

<委託協会国際放送業務（テレビ国際放送）>

命令日	放送事項
平成19年 4月1日	次の事項に関する報道及び解説 ① 時事 ② 国の重要な政策 ③ 国際問題に関する政府の見解



要請日	放送事項
平成20年 4月1日	委託放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。 ① 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項 ② 国の重要な政策に係る事項 ③ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 ④ その他国の重要事項

総務省交付金額とNHK国際放送関係費の推移

(単位:億円)

年度	総務省 交付金額		NHK国際放送関係費
	ラジオ国際放送	テレビ国際放送	
15	19.7	—	114
16	22.7	—	112
17	22.7	—	111
18	22.6	—	110
19	21.6	3.0	120
20	18.1	15.2	150
21	10.5	24.5	167
22	9.5	24.5	190
23	9.5	24.5	187

※ 平成21年度までは決算額、平成22年度は予算額、平成23年度は予定額。

※ NHK総額については切り捨て、交付金額については四捨五入。

新しいテレビ国際放送の番組編成

従来

(日本語音声のニュース・番組あり)

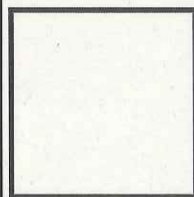
日本語ニュース



廃止

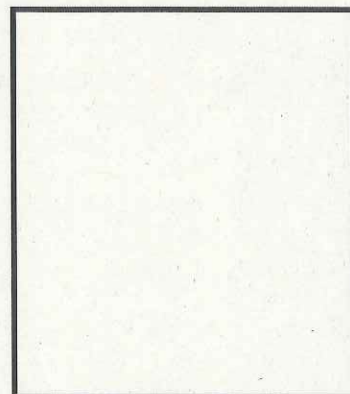
- ＞ 昼間帯のみ生放送 (15分)
- ＞ 夜間は再放送

英語ニュース



大幅な枠拡大

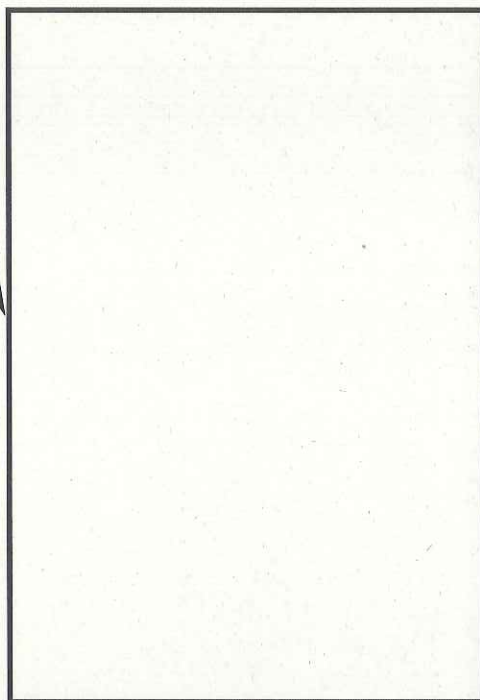
英語番組及び国内番組の英語化



平成21年2月2日以降

(24時間完全英語放送)

- ＞ 新スタジオから1日24時間毎正時に生放送 (30分)
- ＞ アジア関連情報の強化～アジア情報はNHKから～



現代日本文化、産業技術等の硬軟織り交ぜた情報番組



民放や番組制作プロダクションが制作





総情国第11号-3

平成22年3月10日

日本放送協会

会長 福地 茂雄 殿

総務大臣

原 口 一 博



平成22年度国際放送等実施要請について（通知）

標記について、電波監理審議会の答申を受け、平成22年4月1日時点で必要な予算が国会の議決を経ている場合、同日、別添1及び2のとおり、要請を行うこととしましたので、通知します。

つきましては、別添1及び2に示す指定の内容に沿った業務を実施するか否かを検討の上、検討の結果（応じないとする場合には、その内容及び理由を含む。）を、平成22年4月1日付けで、文書により回答されるよう願います。

(別添1)

総情国第11号

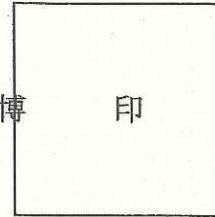
平成22年4月1日

日本放送協会

会長 福地 茂雄 殿

総務大臣

原 口 一 博 印



平成22年度におけるラジオ国際放送の実施について（要請）

放送法（昭和25年法律第132号）第33条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。

1 放送事項

（1）放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- イ 国の重要な政策に係る事項
- ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- エ その他国の重要事項

（2）上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

2 放送区域

中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第9条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。
- (3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。
- (4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- (5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。
- (6) 放送の内容等についての十分な周知を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。
- (7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

以上

(別添2)

総情国第11号-2

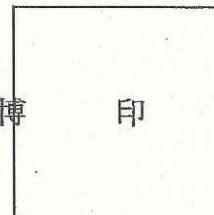
平成22年4月1日

日本放送協会

会長 福地 茂雄 殿

総 務 大 臣

原 口 一 博 印



平成22年度におけるテレビ国際放送の実施について（要請）

放送法（昭和25年法律第132号）第33条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務の実施を要請する。

1 委託放送事項

委託放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- (2) 国の重要な政策に係る事項
- (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- (4) その他国の重要事項

2 委託して放送をさせる区域

北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第9条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 委託して放送させる時間は、委託して放送をさせる各区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

- (3) 用いる言語は、英語とすること。ただし、他の言語を併せ用いることを妨げない。
- (4) 委託して行わせる放送の内容等について十分な周知を行うとともに、簡便な受信が可能となるよう、受信環境を整えるなど、受信者の便宜を図り、受信者の増加に努めること。また、放送効果についての必要な調査を行うこと。
- (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

以上



総情国第11号

平成22年4月1日

日本放送協会

会長 福地 茂雄 殿

総務大臣

原 口 一 博



平成22年度におけるラジオ国際放送の実施について（要請）

放送法（昭和25年法律第132号）第33条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。

1 放送事項

（1）放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項

イ 国の重要な政策に係る事項

ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項

エ その他国の重要事項

（2）上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

2 放送区域

中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第9条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。
- (3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。
- (4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- (5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。
- (6) 放送の内容等についての十分な周知を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。
- (7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

以上

(教示書)

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項並びに行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項及び第2項並びに第46条第1項及び第2項の規定に基づき、次のことを教示します。

- 1 この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、行政不服審査法第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

なお、異議申立手続等は、放送法（昭和25年法律第132号）第53条の13の規定により、電波法（昭和25年法律第131号）第7章（第83条～第99条）の規定に則って行われます。

- 2 この処分については、処分の取消しの訴えを提起することはできませんが、上記1の異議申立てに対する決定に対しては、行政事件訴訟法第14条及び第46条（本件は、電波法第7章の規定を準用する放送法第53条の13の規定が適用されます。）の規定により、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として東京高等裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。



総情国第11号-2

平成22年4月1日

日本放送協会

会長 福地 茂雄 殿

総務大臣

原 口 一 博



平成22年度におけるテレビ国際放送の実施について（要請）

放送法（昭和25年法律第132号）第33条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務の実施を要請する。

1 委託放送事項

委託放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- (2) 国の重要な政策に係る事項
- (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- (4) その他国の重要事項

2 委託して放送をさせる区域

北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第9条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 委託して放送させる時間は、委託して放送をさせる各区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

- (3) 用いる言語は、英語とすること。ただし、他の言語を併せ用いることを妨げない。
- (4) 委託して行わせる放送の内容等について十分な周知を行うとともに、簡便な受信が可能となるよう、受信環境を整えるなど、受信者の便宜を図り、受信者の増加に努めること。また、放送効果についての必要な調査を行うこと。
- (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

以上

(教示書)

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項並びに行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項及び第2項並びに第46条第1項及び第2項の規定に基づき、次のことを教示します。

- 1 この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、行政不服審査法第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

なお、異議申立手続等は、放送法（昭和25年法律第132号）第53条の13の規定により、電波法（昭和25年法律第131号）第7章（第83条～第99条）の規定に則って行われます。

- 2 この処分については、処分の取消しの訴えを提起することはできませんが、上記1の異議申立てに対する決定に対しては、行政事件訴訟法第14条及び第46条（本件は、電波法第7章の規定を準用する放送法第53条の13の規定が適用されます。）の規定により、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として東京高等裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。



平成22年4月1日

総務大臣 原口 一博 殿

日本放送協会
会長 福地 茂雄

平成22年度国際放送等の実施要請について(回答)

平成22年度におけるラジオ国際放送およびテレビ国際放送の実施要請については、それを応諾します。

◎放送法（昭和二十五年法律第百三十二号） 抜粋

（目的）

第一条 この法律は、左に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。
- 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

（定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～一の三 （略）

二 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送であつて、中継国際放送及び受託協会国際放送以外のものをいう。

二の二 「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向けの放送番組を放送するものをいう。

二の二の二 「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組を放送するものをいう。

二の二の三～三の五 （略）

三の六 「委託協会国際放送業務」とは、協会が電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者又は受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託してその放送番組を放送させる業務をいう。

三の七 「邦人向け委託協会国際放送業務」とは、委託協会国際放送業務のうち、邦人向けの放送番組を放送させるものをいう。

三の八 「外国人向け委託協会国際放送業務」とは、委託協会国際放送業務のうち、外国人向けの放送番組を放送させるものをいう。

四～六 （略）

（放送番組編集の自由）

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

（目的）

第七条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させると

もに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的とする。

(業務)

第九条 協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一、二、三 (略)

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五 邦人向け委託協会国際放送業務及び外国人向け委託協会国際放送業務を行うこと。

2～6 (略)

7 協会は、外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たっては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。

8～11 (略)

(外国人向け委託協会国際放送業務の方法)

第九条の二 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社（協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下この章及び第五十八条第二項において同じ。）として保有しなければならない。

一 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。

二 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者又は受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託して放送させること。

2 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たっては、当該業務を円滑に遂行できるようにするために協会が定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託しなければならない。

3 協会は、前項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

第十条 協会は、第九条第七項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務（第九条の二第二項の規定によ子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該業務を実施するため特に必要があると認めるときは、一般放送事業者（受託放送事業者を除く。第三項において同じ。）に対し、協会が定める基準及び方法に従つて、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれらを変更しようとするときは、第四十四条の二第一項に規定する国際放送番組審議会に諮問しなければならない。

3 前項の国際放送番組審議会は、同項の規定により諮問を受けた場合には、一般放送事業

者の意見を聴かなければならない。

- 4 協会は、第一項に規定する基準及び方法を定めたときは、遅滞なく、その基準及び方法を総務大臣に届け出なければならない。これらを変更した場合も、同様とする。

(国際放送の実施の要請等)

第三十三条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。以下この項における委託放送事項について同じ。）その他必要な事項を指定して国際放送を行うことを要請し、又は委託して放送をさせる区域、委託放送事項その他必要な事項を指定して委託協会国際放送業務を行うことを要請することができる。

- 2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。
- 3 協会は、総務大臣から第一項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。
- 4 協会は、第一項の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放送を行うことができる。
- 5 第九条第八項の規定は、前項の協定について準用する。この場合において、同条第八項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

(国際放送等の費用負担)

第三十五条 第三十三条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は委託協会国際放送業務に要する費用及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

- 2 第三十三条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でしなければならない。

(放送番組の編集等)

第四十四条 1～3 (略)

- 4 協会は、邦人向け国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは邦人向け受託協会国際放送（受託協会国際放送のうち、邦人向けの放送番組を放送するものをいう。）の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たっては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようにしなければならない。
- 5 協会は、外国人向け国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは外国人向け受託協会国際放送（受託協会国際放送のうち、外国人向けの放送番組を放送するものをいう。）の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する

外国人向けの放送番組の編集に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようにしなければならない。

(電波監理審議会への諮問)

第五十三条の十 総務大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第八条の三第二項(定款変更の認可)、第九条第八項(第三十三条第五項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第九条第九項(提供基準の認可)、同条第十項(任意的業務の認可)、第九条の二の二(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第九条の四第一項(委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務に関する認定)、第三十二条第二項及び第三項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第三十三条第一項(国際放送等の実施の要請)、第三十四条第一項(放送に関する研究の実施命令)、第三十七条の二第一項(収支予算等の認可)、第四十七条第一項(放送設備の譲渡等の認可)、第四十八条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(放送等の廃止又は休止の認可)、第五十条の三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(放送等の廃止又は休止の認可)、第五十二条の四第二項(有料放送の役務の契約約款の認可)、第五十二条の七(有料放送の役務の料金又は契約約款の変更認可申請命令及び変更命令並びに有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第五十二条の十一(受託放送役務の提供条件の変更命令)、第五十二条の十三第一項(委託放送業務に関する認定)、第五十二条の十七第一項(第九条の四第二項において準用する場合を含む。)(委託放送事項の変更の許可)、第五十二条の三十第一項(認定放送持株会社に関する認定)又は第五十三条第一項(センターの指定)の規定による処分をしようとするとき。

三～六 (略)

2 (略)

平成 23 年 3 月 9 日

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る
異議申立ての付議について
(平成 23 年 3 月 9 日 付議第 1 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高橋課長補佐、北村係長)

電話：03－5253－5829

付議内容について

総務省総合通信基盤局電波環境課

(浦賀電波監視官、加賀谷係長)

電話：03－5253－5905

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る 異議申立ての付議について

1 異議申立年月日

平成 23 年 2 月 3 日

2 異議申立人

アマチュア無線家ら 101 名

3 異議申立てに係る処分

平成 23 年 1 月 11 日に官報告示（総務省告示第 14 号）した広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分

○ 平成 23 年 1 月 11 日付け総務省告示第 14 号

- | | |
|----------------|------------------|
| ・ 製造業者等の氏名又は名称 | 住友電エネットワークス株式会社 |
| 型式名 | G02P 2 |
| 指定番号 | 第 A T-10001 号 |
| ・ 製造業者等の氏名又は名称 | 株式会社ネクストソリューションズ |
| 型式名 | B P L-L M U10 |
| 指定番号 | 第 A T-10002 号 |
| ・ 製造業者等の氏名又は名称 | 東邦電子株式会社 |
| 型式名 | P L C-E R I A |
| 指定番号 | 第 A T-10003 号 |

4 異議申立ての趣旨及び理由

広帯域電力線搬送通信設備が 2MHz から 30MHz までの周波数を利用することに伴い、これまで同周波数を使用してアマチュア無線を行ってきた申立人らが、広帯域電力線搬送通信設備による混信や電波妨害等によってアマチュア無線を使用できなくなるおそれが極めて高くなったとして、同周波数を使用する広帯域電力線搬送通信設備について、平成 23 年 1 月 11 日に官報に告示した型式指定処分の取消しを求めるもの。

5 備考

今回の異議申立てには、証拠説明書及び書証一式は添付されていない。

注：「型式指定処分」

広帯域電力線搬送通信設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならないこととされている（電波法第 100 条第 1 項第 1 号）が、その型式について総務大臣の指定を受けた設備については、当該許可を受けることなく設置することができる（電波法第 100 条第 1 項第 1 号かっこ書き及び電波法施行規則第 44 条第 1 項第 1 号（1））。

(参照条文)

○ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）

（電波監理審議会への付議）

第八十五条 第八十三条の異議申立てがあつたときは、総務大臣は、その異議申立てを却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議会の議に付さなければならない。

（高周波利用設備）

第百条 左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない。

- 一 電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備（ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設備その他総務省令で定める通信設備を除く。）

○ 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）

（通信設備）

第四十四条 法第百条第一項第一号の規定による許可を要しない通信設備は、次に掲げるものとする。

- 一 電力線搬送通信設備（電力線に一〇kH_z以上の高周波電流を重畳して通信を行う設備をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げるもの

- (1) 定格電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ又は六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものであつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの

2 前項第一号の(1)の総務大臣の指定は、次に掲げる区分ごとに行う。

- 二 屋内において二MH_zから三〇MH_zまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備（以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。）